第4章 災害廃棄物対策の 推進・計画の進捗管理

第4章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平常時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・市民の連携により災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を通じて早期の復旧復興につなげられるよう実行力の向上を図ります。 また、関係機関等との定期的な教育及び訓練を通した状況把握・課題抽出を踏まえ、柔軟な本計画の見直しを実施しながら、災害廃棄物の処理の実効性を確保します。

1 計画による実行力の向上

- (1) 本計画を通して、庁内はもとより、県、他市町村、事業者、市民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかけます。
- (2) 災害廃棄物処理に関連してBCP(事業継続計画)を策定し、災害時の行動の強化を図ります。

2 情報共有と教育・訓練の実施

- (1) これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、いかしていくことで、今後の災害廃棄物処理に 係る対応力の向上につなげます。
- (2) 県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的に実施します。
- (3) 特に、仮置場の開設は初動が非常に重要であるため、平時から開設訓練を行い、全庁的に体制を整えます。

3 進捗管理・評価による課題の抽出

- (1) 災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にします。教育・訓練履修者の数や仮置場候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図ります。
- (2) 災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行います。

4 計画の見直し

- (1) 「災害廃棄物対策指針(環境省)」の改定や、「地域防災計画」における被害想定の見直し等 を踏まえて本計画の見直しを行うことにより、計画の実効性を高めていきます。
- (2) 災害廃棄物処理に関する市町村間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、必要に応じて見直しを行います。

発行年月 令和5年8月

令和6年8月 改定

発 行 日立市

生活環境部 資源循環推進課

日立市助川町1丁目1番1号

TEL 0294-22-3111

e-mail recycle@hitachi.lg.jp